

令和7年度版

千葉県栄町

結婚後の新生活支援

最大 60万円!!

結婚後の住宅購入費やアパート等の家賃、または、引越費用等の一部を補助します

対象者

- ① 令和7年1月1日以降に結婚した方
- ② 直近の所得証明書をもとに算出した夫婦の合計所得金額が500万円未満の世帯
- ③ 夫婦共に婚姻における年齢が39歳以下の方
- ④ 町の住民基本台帳に記載されている方
- ⑤ 町税を滞納していない方（夫婦とも）

補助金の額

- ① 居住費の補助（戸建て住宅の購入費または、アパートの家賃）
- ② 引越費用の補助（引越業者または、運送業者への支払いの実費）
- ③ 住宅のリフォーム工事費用の補助（工事業者への支払実績）

夫婦共に29歳以下の場合

最大60万円

それ以外の世帯は30万円

- 必要書類
- 居住費（戸建ての場合）：新築又は売買契約書の写し
 - 居住費（アパートの場合）：①賃貸借契約書の写し②勤務先の住居手当支給証明書
 - 引越費：引越業者または、運送業者に支払った領収書の写し
 - リフォーム費：工事請負契約書又は請書の写し
 - 居住費・引越費・リフォーム費共通：夫婦の所得証明書

※補助金の交付を申請する方は、事前にお問い合わせください。

※本補助金は令和8年3月31日で失効しますので早めに申請して下さい。

栄町福祉・子ども課 児童福祉班

〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1-2 ☎ 0476-33-7707

